

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可の取消しに係る処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 2 日

佐賀県知事 古 川 康

1 処分をした年月日

平成 23 年 12 月 2 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号又は名称

シンテック株式会社

(2) 主たる営業所の所在地

佐賀市鍋島町大字森田 829 番 2

(3) 代表者の氏名

徳久 利正

(4) 許可番号

佐賀県知事許可（般-18）第 4775 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

シンテック株式会社は、平成 16 年 10 月 26 日付けで行った建設業許可の追加申請（電気工事業）及び平成 19 年 2 月 5 日付けで行った建設業許可の更新申請（とび・土工工事業、電気工事業、塗装工事業）において、電気工事業について、建設業法第 7 条第 1 号口に該当していた常勤の取締役が平成 14

年 8 月 20 日に退任したため、同社は同号に掲げる基準を満たさなくなったにもかかわらず、その者を経營業務の管理責任者とする虚偽の経營業務の管理責任者証明書を提出し、平成 16 年 11 月 10 日付け及び平成 19 年 3 月 1 日付けで一般建設業の許可を受けた。

このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。